

# 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 22 年 3 月  
特 許 庁

## 1. 改正の必要性

現在、特許庁は、電子情報処理組織を使用して特定手続等を行う場合の方法として、インターネット又はインターネット以外（ISDN回線）を利用する場合の二系統の方法を認めている（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）第 13 条第 1 号、第 2 号）。今般、インターネット利用者が増加したこと等を踏まえ、平成 22 年 4 月 1 日以降、ISDN回線を利用する方法を廃止し、インターネットを利用する方法に一本化することとする。そのため、特例法施行規則について、ISDN回線を利用して特定手続等を行う場合の方法を定めた規定の削除等、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

ISDN回線を利用して特定手続を行う場合の電子計算機から入力する方法に係る規定及び特定手続等を行う場合に使用する電子計算機の事前の届出に係る規定等を削除するとともに、これらの規定を引用している他の規定について、所要の整備を行う。その概要は、次のとおり（条番号、様式番号はすべて特例法施行規則）。

### (1) 第 13 条（特定手続の方法）

- ① ISDN回線の利用の廃止に伴い、ISDN回線を利用して特定手続を行う場合の電子計算機から入力する方法に係る規定を削除するとともに、インターネットを利用して特定手続を行う際に使用できる電子証明書の種類を各号で規定する。
- ② 見出しを「暗証番号の入力等」から「特定手続の方法」に改める。

### (2) 第 15 条（電子計算機の届出）様式第 29（電子情報処理組織使用届）及び様式第 30（電子情報処理組織使用変更届）

- ① 第 1 項について、ISDN回線を利用して特定手続等を行う場合に使用する電子計算機の届出に係る規定を削除し、第 2 項及び第 3 項において引用している規定について、所要の改正をする。
- ② 当該届出に係る第 4 項から第 6 項までの規定を削除するとともに、当該届出に係る様式第 29 及び様式第 30 を削除する。

### (3) 第 23 条の 6（特定通知等を受ける方式の指定）

ISDN回線の利用の廃止に伴い、ISDN回線を利用して特定通知等の送達を受けることも廃止されることになるため、ISDN回線を利用して特定通知等の送達を受ける旨の表示の方式に係る規定を削除する。

(4) 第 5 条の 2 第 1 項 (代理権の証明)

第 15 条第 1 項第 2 号及び第 5 項を削除することに伴う規定の整備。

(5) 第 10 条第 59 号 (特定手続の指定)

第 13 条第 2 号を削除することに伴う規定の整備。

(6) 第 10 条の 2 (特定手続の入力事項等)

第 15 条第 4 項から第 6 項までを削除することに伴う規定の整備。

**3. 公布及び施行期日**

平成 22 年 3 月 10 日 公布

平成 22 年 4 月 1 日 施行

ただし、この省令の施行の際現に ISDN 回線を利用する方法により行われている特定手続については、この省令の施行後に特許庁のファイルに記録された場合には、これを認める旨の経過措置を規定する。